

鹿角市消防団員分限懲戒審査会規程

(設置)

第1条 鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例（昭和47年鹿角市条例第67号。以下「条例」という。）第5条及び第6条の規定による消防団員の分限及び懲戒処分の公正を期するため、消防団員分限懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(構成)

第2条 審査会は、消防団本部において総務を担当する副団長（以下「総務担当副団長」という。）及び消防本部総務課職員をもって構成する。

2 審査会の委員長は、総務担当副団長をもって充て、審査会を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、消防本部総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会招集の定足数は、委員の過半数以上とする。

(所掌事務)

第4条 審査会は、条例第5条及び第6条に規定する処分に関し、消防団長からの諮問に基づき、必要な事項を審査するものとする。

(関係消防団員の出席等)

第5条 審査会は、審査のため必要と認めるときは、関係消防団員の出席を求めて弁明若しくは意見を聴取し、又は関係消防団員に対し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(審査結果の答申)

第6条 審査会の審査結果は、消防団長へ答申するものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、消防本部総務課において処理するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。